明石市立少年自然の家 施設ご利用について

1 利用できる団体

研修目的をもち、20歳以上の責任者を含む10人以上の団体または個人のグループ。

※宿泊利用で、すでに10人以上の団体予約がある日は、10人以下の団体または個人のグループの利用も可能です。

2 利用の区分

① 宿泊利用 <宿泊をともなう利用>

利用時間は、1日目の13時00分~退所日の12時00分まで

入所時間は、1日目の13時00分~17時00分まで 退所時間は、退所日の8時00分~12時00分まで やむを得ず上記時間以外の入退所の場合はご相談ください

② 日帰り利用 <宿泊をせず施設のみを利用>

利用時間は、9時00分~21時00分まで

3 休所日

4月と9月~3月の毎週月曜日と一部の祝日(注)、12月28日~翌年1月4日(年末年始)

※5月~8月までは無休 (注)2019年度に休所日となる祝日は、2月11日(火)のみ

4 利用申し込み受付のできる期日

① 市内団体 宿泊 原則6ヶ月前の月の1日より

日帰り 原則1ヶ月前の月の1日より

※1日が休所日、土曜日、日曜日、祝日の場合は2日以降

② 市外団体受付 市内団体受付の翌日より

③ 市内学校利用受付 前年度8月中頃

④ 市外学校利用受付 前年度9月1日

※市内団体とは、市内在住の利用者が過半数いる団体

5 利用の申し込みの流れ

① 予約受付

・市内の方の宿泊利用は6ヶ月前の月の1日(1日が休所日、土曜日、日曜日、祝日の場合は2日以降)より受付を開始します。

受付初日(毎月1日)9時30分から少年自然の家にて抽選会を行います。

- ・市内の方の電話受付は抽選日の13時00分以降になります。
- ・市外の方は市内受付の翌日、9時00分から電話受付いたします。

② 事前相談および下見

宿泊利用の場合、原則として下見をかねて代表者が来所し、以下の事項の打ち合せをしてください。

- ・研修内容と利用施設
- ・入退所時間と交通手段<u>(駐車スペースは原則として1団体5台まで)</u>
 - ・利用人数の確認、および下見

③ 書類提出

使用許可申請書、使用料減免申請書(該当団体のみ)は予約後、早急に提出してください。 食事申込書、食事アレルギー表、団体プログラム表は利用1ヶ月前までに提出してください。 宿泊者名簿は利用当日に必ず提出してください。

※事務所窓口での手続きとなりますが、郵送も可能です。(申請書以外は FAX も可)

※提出された個人情報は、緊急時などを除き、第三者に提供、開示することはありません。

④ 利用申請手続き終了

申請書類提出後、使用が適当と認める団体には「使用許可書」を発行します。 郵送で申請された場合は、折り返し郵送します。

※「使用許可書」は利用日当日、事務所へ必ずご提出ください。

⑤ キャンセルについて

利用前日午後5時までにキャンセルの場合、キャンセル料は発生しません。 前日午後5時以降のキャンセルの場合は、予約施設の当該利用料金を全額お支払い願います。 使用場所・人数の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

6 施設利用上の注意

- ① 入所および退所の時間、入浴時間、門限、消灯時間をお守りください。 所内での早朝練習、花火、流しそうめん、スイカ割りは禁止です。
- ② ゴミは原則持ち帰りです。やむを得ず弊所に処分を依頼する場合、以下のように分別していただければ、有料でお引き取り致します。
 - 1. 生ゴミ(弁当ガラ、残飯、使い捨て食器、割りばしなど)
 - 2. 燃やせるゴミ(弁当の包み紙、プラスチック製品含む)
 - 3. 資源ゴミ(空き缶、空きびん、ペットボトルなど)
- ③ 使用した施設の整理、整頓、清掃をお願いいたします。 備品の返却を必ず行ってください。

貴重品、食料、私物の管理はご利用の皆さま自身でお願いいたします。

- ④ 夜間利用の際の大声、騒音はご近所の迷惑になりますのでお控えください。
- ※その他詳細は、トップページ『明石市立少年自然の家利用手引き』をご参照ください。また、ご不明の点、ご質問等は、自然の家事務所までお問い合わせください。(事務所対応時間:9:00~17:00)